

ぼんぼこ扶桑(児童発達支援)における自己評価結果(公表)

討議年月日:平成 30年 12月 1日

公表:平成 31年 2月 1日

事業所名 ぼんぼこ扶桑(リトルシーズ)

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		基準を満たしている	ゆとりのある空間と、個別対応できる空間を確保している。
	2 職員の配置数は適切である	○		基準を満たしている。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		車イス対応のトイレとバリアフリーを意識した環境設定となっている。	
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		活動に適した空間づくりを心掛けている。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		法人内他事業所との全体会議前には、職員が全員参加し、打ち合わせを行っている。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		平成29年度より年一回実施している。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		平成29年度より年一回実施している。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		現在は第三者評価は受けていません。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		研修計画を立て、出来るだけ参加を促している。	
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		社会性、言語、学習、活動、生活習慣の項目に応じた分析を行い、課題を明確にしたうえで計画を作成している。	
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		定期的な療育支援会議にて検討しています。	ガイドラインを職員で読み込み、計画や支援に反映していきます。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		定期的な療育支援会議にて検討しています。	
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		年間・長期・短期での設定を心掛けています。	
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○			
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		職員の勤務状況により、その日のうちに全員での振り返りができないこともあるが、口頭、文書にて大切な事は、伝えあえるようにしている。	
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		客観的な視点を心掛ける。	
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		計画と照らし合わせた記録を意識を心がけている。	
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○				
21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○				
22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		必要があれば、関係機関との連携を取る体制がある。		

関係機関や保護者との連携	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている					
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている					
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		必要があれば、関係機関との連携を取る体制がある。		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			連携は必要に応じてしているが、研修の時間の確保が課題となっている。	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		幼児教育機関とは今後連携を図っていく。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		犬山市自立支援協議会子ども部会に所属。		
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		送迎時や電話などで必要に応じ共通理解が図れるようにしている。		
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○			保護者を対象とした研修会の企画、個別課題に応じた家庭と事業所との連携などを盛り込んで行く。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		重要事項説明書にて丁寧な説明を心掛けている。		
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		年度2回定期的に懇談の機会を設け、計画に同意をいただいている。		
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			いつでも相談に応じます。遠慮なくお申し出ください。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		父母の会とはいつも連携して活動しています。		
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			何時でも対応いたします。遠慮なくお申し出ください。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		月のたよりにて、関係する情報をお伝えしている。	今後はホームページの活用を図っていきます。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		常に気持ちを新たにして注意する必要がある。		
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○				
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		子ども達の力取り組みを地域の方に発表する機会を作っていく予定。	
	非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			定期的な見直しをおこなっていく。
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○				
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○				
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○				
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			対象児童がいる場合は、指示に従い対処していく。	
46		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			今後も定期的に理解を深められるようにしていく。	
47		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		現在は対象児童はいないが、児童の安全を確保するために、対応について決めたマニュアルに沿って今後も対応していく。		